## 条 例

埼 玉県情 報公開条例 の一部を改正する条例をここに公 「布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第六十七号

埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例

正する。 玉県情報公開条例 (平成十二年埼玉県条例第七十七号)  $\mathcal{O}$ 部を次 のよう 改

目次 中 第三 節 公文書  $\mathcal{O}$ 開 示 等 ( 第 七 条 第二十九 条)  $\sqsubseteq$ を 第 兀 審査請

「第三節

公文書

求  $\mathcal{O}$ 開示等 (第二十二条 (第七条 ―第三十三条) 第二十 - 条) に 「第三十条―第三十六条」 を 「第三十四

- 第四十一条」に改める。

を 「行政執行法 第十条第一号ハ中 人 に改める。 「第二条第二項」を 「第二条第四項」 に、 「特定独立行 政法 人

る。 第十六条第三項中 「次条、 第十八条及び第二十四条に おいて」を「以下」 に 改 8

条第一項第二号及び第三項第三号」に改める び第二十五条」に改め、 第十七条第一項中 「第二十三条及び第二十四条」 同条第三項中「第二十二条及び第二十三条」 を「第二十四条第三項第三号 を「第二十四 及

第二十一条の次に次の節名を付する。

第四節 審査請求

第二十二条を削る。

改め、同条を第二十二条とする。 不服審查法 第二十一条の二の見出 (昭和三十七年法律第百 し中 「異議申立て」 六十号) を「審査請 による異議 求 申 立 て に 改 め、 を 「審査請 同条中 求 「 行 政

第二十三条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第二十三条 政不服審査法 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求に (平成二十六年法律第六十八号) 第九条第一 項  $\mathcal{O}$ 規定 は、 0 1 適用しな 7 は、

第三十五 第三十 条を第四十条とし、 六 条中 第三十 第二十 \_ 条から第三十三条までを四条ずつ繰 -九条」 第三十四条を第三十 を 「第三十三条」 九条とし、 に 改め、 り下げ 同 条を 第三十三条 第四 る。 + $\mathcal{O}$ 二を第三

第三十条を第三十四条とする。

第二章第三節中第二十九条を第三十三条とする。

七 八条 条を第三十一条とする。 中 「不服 申立人」を 「審査請 求 人に 改 め、 同 条を第三十二条とし

「審査 」 を 請求 六条 「与えなけれ 人等」 の見出しを に、 ば - 「(意見 「与え、 ならない に  $\mathcal{O}$ 又は意見書若し 陳 述) 改め、 に 改 同項に め、 < 次のただし書を加える。 は資料の提出を 同条第 項中 「不服申 認めることが -立人等」

ただし、 審査会が、 その 必要が な いと認めるときは、 この 限り でな

第二十六条第二項を次のように改める。

項本文の場合にお 人とともに出頭することが V ては、 できる。 審査請求 人 又は参 加 人 は、 審査 会  $\mathcal{O}$ 許 可 て、

第二十六条を第二十七条とし、 同条の次に 次 の三条を 加 える。

(意見書等の提出)

第二十八条 きる。 その期間 ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の 内にこれを提出しなければならない 審査請求人等は、 審査会に対 Ļ 意見書又 は 資料 期間を定めたときは を提出することが で

(委員による調査手続)

第二十九 六条第 を 調査をさせ 聴か 条 せることができる 一項 の規定により提示された公文書を閲覧させ、 審査会は、 又は第二十七条第一項本文の規定による審査請求 必要が あると認めるときは、 そ  $\mathcal{O}$ 同条第四 指名する委員に、 人等 項 0  $\mathcal{O}$ 規定による 意見の 第二十

(提出資料の写しの送付等)

第三十条 方 る意見 ると認 式で作ら (電子的 以下 事項を記載 書又は資料の提出があ 8 求 審査会は、 · の 方式、 れる記録で 人等に送付 5 れるとき、 項及び次項に した 磁気的方式その他人の 第二十六条第三項若し あって、 するものとする。 書面)を当該意見書又は資料を提 その お 他正当な理由があるときは、 ったときは、 11 電子計算機によ て 同じ。 ただし、 知覚に  $\overline{\phantom{a}}$ 当該意見書又は資料 に は第 あ よっ る情報処 第三者 0 兀 て 7 項 は、 は 又は第二十 理 出 の利益を害するお 認識することが こ の 当 該 の用に供 した審査請求人等 電磁的 限 0 八条 り 写 だされ で L 記録に (電  $\mathcal{O}$ るも で 規 き 磁 定 記 な 的 れ  $\mathcal{O}$ 録 が 記

する お を求 求 れ あ 人等 が  $\emptyset$ 0 は、 あ ることが  $\mathcal{T}$ ると は、 査会に対 記 認めるとき、 録さ できる。 れ し、 た この場合に 事項を審査会が 審査会に提出された意見書又 その 他正当な理由 お V 定め て、 審査会は、 が る方法に あるときでなけ 人は資料 第三者の り表示した  $\mathcal{O}$ れ 閲覧 利益を

の閲覧を拒むことができない。

- 3 う きは  $\mathcal{O}$ 審査 とするときは、 意見 ۲ を は 聴  $\mathcal{O}$ 限り カコ な で 当該 け 項 な ħ  $\mathcal{O}$ 送付 規定 ばな V 又 に 5 な は ょ る送付 閲 11 覧に係 0 た だ を L る Ļ 意見書 審 又 查 は 又は 会 前 が 項 資  $\mathcal{O}$ 料 そ 規 定  $\mathcal{O}$ を 提 必 12 出 要 ょ が L る た審査 な 覧を 11 لح 請 ż 認 せ 求  $\otimes$ ょ
- で 審査会 は 第二 項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ る 閲 覧 に 0 11 日 時 及  $\mathcal{U}$ 場 所 を 指 定 す が

決 定を」 る旨 条を第二十五条とし、 示決定等」 又は決定」 查請求人」 第二十五 二十 同条第五  $\mathcal{O}$ を「裁決 匝 決定を除く。) 「 条 の 条 を「審査請 を削 項 に、 第四 中 見 を り、 「不服 出 項 次 中 に 条に 中 同条第二号中 申立て」 改 同条 不 を変更し、 求に係る開示決定等 示不 め、 お 服 服申 の 前 11 申 同条第一号中 T 立 を 立 に 「不服申 7 て 次 当該審査 「不服 「審査請求」  $\sqsubseteq$ の一条を加える を を「 \_ 申 <u>\f</u> 審 立てに 一人等」 審査請 查 請求」に改 「不服申 (開示請求に係る公文書の全部 請 に 求 改 係る 求 を「以下 め に <u>\</u> て」を「審査 に め 開 同条を第二十六条とする。 改め、 示決定等を変更し、 「審査請 「又は決定」を 不 同 服 条中 申 請求 <u>\frac{1}{1}</u> 求 人等」 「裁 に を開示 削 決 改 り、

(審査会への諮問)

第二十四条 け す は、 る場合を除 れ にばなら 当該 審査 な 開示決定等 き、 請 求に対 埼 玉 県情 又 する裁決 は 報 開 公 示 をす 開 請 審 求 查会 べき実施機関 に 係 る 不 作 下 為 審査 は、 に 0 会 次 1  $\mathcal{O}$ て 各号 審査 11 う。  $\mathcal{O}$ 請 求 V ず が れ あ 諮 か 0 問 に た 該 当

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 場合を除 することとする場 決 で、 審査請 合 求  $\mathcal{O}$ ( 当 該 全 部 公 を 文 認 書 容 Ļ  $\mathcal{O}$ 開 当 示 該 に 審査 0 11 請  $\mathcal{T}$ 反 求 対 に 係 意 見 る 公 書 が 文 提 書 出  $\mathcal{O}$ さ 全 れ 部 7 を 11 る 示
- 2 する 項  $\mathcal{O}$ 同 規定に 法 第二十九 よる 条第二 諮 間 は 項  $\mathcal{O}$ 行 弁 政 朔 不 書 服 審  $\mathcal{O}$ 写 查 しを添 法第 九 条第三 え 7 な 項 け に れ お ば V な 7 5 読 な 4 替 11 7 適
- 3 う。 項の 規定 次に 掲げ に ょ る り 者に 諮問 を 対 た 実施機 諮 問 を 関 L た旨を (第二十 通 六 知 条 な に け お n 11 ば 7 な \_ 5 諮 な 問 庁 い
- 11 う。 審査 求 下 同 人 及 じ び 参 加 人 **行** 政 不 服 審査 法第 十三条 第 兀 項 に 規 定 す る 参 加 人 を
- 示 求 者 (開 示 請 求 者 が 審 査 請 求 人 又 は 参 加 人 で あ る 場 合 を
- 以第 三 者 当該 査 が 審 査 求 請 に 係 求 人 る 又 公 は 文 書  $\mathcal{O}$ 加 開 人 で 示 あ る 0 場 V 合 T を除 反 対 意見 書を 提 出 た第三者 当

2

- 1 施行する。  $\mathcal{O}$ 例 ただし、 は、 行政不 -服審査 条第一号ハ (平成二十六年法  $\mathcal{O}$ 改 正 一規定は、 律第 公 布 六 +  $\mathcal{O}$ 八 日 カュ 5 施行  $\mathcal{O}$ 施 する  $\mathcal{O}$ 日 カュ 5
- 項にお 実施機関の  $\mathcal{O}$ 例 項に 例 こ の  $\mathcal{O}$ とい とい 施行 お 条 例 V て 11 · う。) の: う。 不作為に係るも て による改正 前にされた実施機関 「請求」とい 「決定」という。  $\smile$ 第二条第 改 正前 前 う。  $\mathcal{O}$ 埼玉県情  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 一項に規定する  $\overline{\phantom{a}}$ に 条例第十四条  $\overline{\phantom{a}}$ に 0  $\mathcal{O}$ 決定又は !係る不作! いては、 又は第七条の 報 公 開 なお従前 この 為に 実施 第 条例 \_ 規定に 条例 項 若 機関 2 议 い ī 下こ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ T 议 例 施行前にされた請求に係る  $\mathcal{O}$ よる開示の < 不服申立 に 下 は  $\mathcal{O}$ よる。 第二 . の 項に 項 お 項 一てであ  $\mathcal{O}$ 12 V 請 決定(以 求 お て (以下この 改 いて 9 てこ 正 下こ 実施 前  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$